

○杉戸町競争入札参加者心得

平成30年3月29日

告示第55号

(趣旨)

第1条 杉戸町が発注する建設工事の請負、建設工事に係る製造の請負及び工事用材料の買入れ並びに調査、設計及び測量その他の業務委託に係る競争入札に参加しようとする者が守らなければならない事項は別に定めるもののほか、この心得の定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という）同法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という）、杉戸町財務規則（昭和61年杉戸町規則第10号。以下「財務規則」という。）その他関係法令及び杉戸町公共工事等電子入札運用基準並びにこの心得を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、杉戸町建設工事標準請負契約約款（令和2年杉戸町告示第129号。業務委託の場合は、杉戸町委託契約約款。）、図面、設計書、仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの図面、設計書及び仕様書を「設計図書」という。）、杉戸町競争入札参加者心得、入札公告、指名通知及び入札説明書の記載事項並びに現場を熟知の上、入札しなければならない。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という）、刑法（明治40年法律第45号）及び電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）その他関係法令に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、指名の状況、入札参加意思その他適正な入札の執行に支障を及ぼすおそれのある情報について、入札前に情報交換してはならない。

4 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格又は内訳書の

内容を開示してはならない。

- 5 入札参加者は、入札手続に際し、入札執行者の指示に従い円滑な入札執行に協力し、入札執行を妨げたり他の入札参加者の入札手続を妨害するようなことを行ってはならない。

(指名の取消)

第4条 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 政令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当する者となったとき。
- (2) 死亡（法人においては解散）したとき。
- (3) 営業停止命令を受けたとき。
- (4) 営業の休止又は廃止をしたとき。
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき。

- 2 前項各号に該当した者に対して行った入札参加の指名は、これを取り消す。

- 3 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、財務規則第138条において準用する財務規則第121条第1項の規定に該当するとき、又は、これに該当する者を代理人、支配人、その他の使用人若しくは、入札代理人として使用した場合は、その指名を取り消す。

- 4 入札参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、談合、贈賄等の不正行為により逮捕又は公訴の提起をされたとき。
- (2) 業務に関し、独占禁止法の規定による排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。
- (3) 杉戸町内で工事事故を起こしたとき。

(一般競争入札の参加資格)

第5条 一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 政令第167条の4第2項の規定により杉戸町の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更正手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、杉戸町長が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (4) 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (5) 杉戸町競争入札参加資格者名簿に、対象工事に対応する業種で登載されている者であること。
- (6) 公告日から落札決定までの期間に、杉戸町の契約に係る指名停止等の措置要綱（令和2年杉戸町告示第60号）に基づく指名停止措置及び杉戸町の締結する契約から暴力団排除措置に関する要綱（平成8年杉戸町告示第68号）第3条に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

（入札）

第6条 入札参加者は、設計図書について疑義があるときは、入札公告等の定めるところにより質問することができる。

- 2 入札は、入札公告、指名通知及び入札説明書（以下「入札公告等」という。）で指示した日時及び方法に従い、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）又は書面により入札書を提出する入札（以下「紙入札」という。）により行う。電子入札システムにあっては、開札時において入札書が不着の場合は辞退したものと扱う。また、紙入札にあっては、指示された時間に遅刻した者の入札参加は認めない。
- 3 入札参加者は、紙入札にあっては、入札書に必要事項を記載し、記名の上、これを封書にして入札箱に投入しなければならない。なお、入札書は原則として当町指定のものをを用いること。
- 4 入札は、入札者が見積もった金額の110分の100に相当する金額により行わなければならない。ただし、入札公告等において単価によるべきことを指示された

ときはその指示による。

- 5 紙入札を行う場合、入札参加者が、代理人をして入札させようとするときは、代理人にその委任状を提出させなければならない。
- 6 紙入札を行う場合、入札者は1社について1人限りとし、入札室に立ち入る者も原則として同様とする。
- 7 入札公告等で指示がある場合を除き、入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しないものとする。
- 8 入札参加者は、入札公告等により、入札金額見積内訳書及び総合評価方式に係る技術資料等の提出を求められたときは、入札公告等又は入札執行者の指示に従い提出しなければならない。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者は、入札書提出前に限り、入札の参加を辞退することができる。

ただし、電子入札システムの場合でやむを得ない事由が生じたときは、開札前まで、辞退することができる。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、杉戸町公共工事等電子入札運用基準に基づき、辞退を申し出るものとする。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換等の禁止)

第8条 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

(入札の取りやめ等)

第9条 入札参加者が第2条又は第3条に抵触する疑いがあるなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、必要な調査を行った上で当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは入札を取りやめることがある。

- 2 入札参加者は、前項の規定により入札執行者が行う調査に協力しなければならない。
- 3 天災地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難なときは、その執行を

延期し、又は取りやめることがある。

- 4 入札参加者が1人以下の場合は、入札を中止する。ただし、再度入札においてはこの限りではない。

(開札)

第10条 開札は、電子入札システムにおいて行う。ただし、紙入札の場合は、入札終了後直ちに当該入札場所において、入札参加者を立ち合わせて行う。

(入札の無効)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (3) 電子証明書を不正に使用した者がした入札
- (4) 郵便、電報、電話又はファクシミリにより提出した者がした入札
- (5) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (6) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (7) 入札書提出後に入札参加資格の確認を行う場合において、入札公告等又は入札執行者の指示による書類を提出しない者がした入札
- (8) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
- (9) 入札後に辞退を申し出て、その申し出を入札執行者に受理された者がした入札
- (10) 紙入札による場合で、次のいずれかに該当する入札をした者がした入札
 - ア 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - イ 押印された印影が明らかでないもの
 - ウ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - エ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - オ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - カ 2以上の入札書を提出した者がしたものの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの

- (11) 前各号に定めるもののほか、指定した事項に反した者がした入札

(落札者の決定)

第12条 落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の入札をした者（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札をした者のうち最低の価格の入札をした者）とする。ただし、一般競争入札の事後審査型による入札の場合は、入札価格の低い順に実施する参加資格審査による参加資格を満たす者を落札者とする。

2 総合評価方式を適用した場合は、前項の規定にかかわらず予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、評価値又は総合評価点（以下「評価値等」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、一般競争入札の事後審査方式による入札の場合は、評価値等の高い順に実施する参加資格審査による参加資格を満たす者を落札者とする。

3 落札者の決定がなされたときは、電子入札システムで通知する。ただし、紙入札による場合は、その場で当該入札者に、その旨を発表し、後日通知する。

4 次条第1項の規定により落札者の決定を保留した場合は、第14条に規定する調査を実施した後、その結果を入札参加者に通知する。

5 落札者は、免税事業者である場合は、免税事業者届出書（以下この項において「届出書」という。）を提出するものとする。ただし、届出書の提出がない場合は、課税事業者として扱うものとする。

（低入札価格時の落札者決定の保留）

第13条 落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときであって、当該調査基準価格の100分の110の価格未満の入札（以下「低入札価格」という。）があるときは、前条の規定にかかわらず、落札者の決定を保留する。

2 前項の場合において、入札書比較価格の制限の範囲内の入札（低入札価格以外の入札にあっては、最低の価格のものに限る。）の中に同額のものがあるときは、電子入札システムの電子くじにより、順位を決定する。ただし、紙入札の場合は、直ちに当該入札をした入札参加者にまず順位を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により順位を決定するくじを引かせ、順位を決定する。

3 前項のくじ引きに当たり、当該入札をした入札参加者がくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（低入札価格の調査）

第14条 前条第1項の規定により落札者の決定を保留したときは、低入札価格のうち入札価格の最も低いものについて、次のいずれかに該当するものでないかを調査し、該当すると認められないときは、当該入札をした者を落札者とする。

(1) 当該入札価格によっては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札

(2) 当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる入札

2 前項の調査により落札者を決定できないときは、次順位の低入札価格について同様の調査を行い、以下、落札者が決定するまで順次次順位の低入札価格について調査を行う。

3 すべての低入札価格について前2項の調査を行った後も落札者を決定できないときは、低入札価格以外の入札のうち、入札書比較価格の制限の範囲内で最低の価格の入札（同額の入札が複数あるときは、前条第2項の規定により決定された順位が高いもの）をした者を落札者とする。

4 低入札価格をした者は、調査に協力しなければならない。

5 第1項に規定する調査に応じないとき又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、契約締結の意思がないものとみなす。

（くじによる落札者の決定）

第15条 落札とすべき同額の入札をした者が、2者以上いるとき（総合評価方式を適用した場合は、評価値等が最も高い者が2者以上あるとき）は、電子入札システムの電子くじにより、落札者を決定する。ただし、紙入札の場合は、直ちに当該入札者にまず落札者を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により落札者を決定するくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代って当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（再度入札）

第16条 開札をした結果、予定価格の範囲内の価格の入札（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入

札)がないときは、直ちに再度入札を行う。

2 再度入札の回数は、1回限りとする。

3 再度入札に参加することができる者は、前回の入札に参加した者（最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格を下回らない入札をした者）に限る。

4 落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときであって、前回の入札で低入札価格があったとき、再度入札は行わない。

（不調時の取扱い）

第17条 再度入札によってもなお落札者がいないときは、再度入札に参加した者の中から契約の相手方を選定し、随意契約の方法により契約を締結することがある。

2 再度入札において無効の入札を行った者は、前項の規定による随意契約の相手方となることができない。

3 再度入札において低入札価格がなかったときにおいて、第1項の規定により随意契約の方法による契約の締結を行うときは、契約の相手方となることを希望する者から見積書を提出させ、見積額が入札書比較価格の範囲内で適当と認められたときは、当該見積りをした者を契約の相手方とする。

4 再度入札において低入札価格があったときにおいて、第1項の規定により随意契約の方法による契約の締結を行うときの取扱いについては、次の各号の定めるところによる。

(1) 随意契約の相手方となることができる者に対して、見積書を提出するに当たり必要な事項を通知する。

(2) 見積書の提出期日において、随意契約の相手方となることを希望する者から見積書及び見積書提出期日における見積権限を委任された者が見積りをするときにあっては入札・見積委任状を提出させ、見積額が入札書比較価格の範囲内で適当と認められたときは、当該見積りをした者を契約の相手方とする。

5 前二項の規定により契約の相手方を決定したときは、その旨を契約の相手方に通知する。

（契約書等の提出）

第18条 落札者は、第12条の通知を受けた日から5日以内に、建設工事請負契約書（案）（業務委託の場合は、業務委託契約書（案））（以下「契約書」という。）

に記名押印し、又は電子契約書（杉戸町電子契約実施規程（令和５年杉戸町訓令第１７号）第２条第１項第２号に規定する電子契約書をいう。以下同じ。）の案に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）第２条第１項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、杉戸町建設工事標準請負契約約款（杉戸町委託契約約款）、設計図書及びその他契約に必要な書類を添付して、提出しなければならない。

２ 落札者が、前項の期間内に契約の締結に応じないときは、落札の決定は効力を失う。

３ 落札決定後、契約締結前までに落札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、契約を締結しないことがある。

（１）落札者が、政令第１６７条の４の規定に該当するとき（被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）。

（２）落札者が競争入札に参加する資格及び入札公告で示した資格を有しなくなったとき。

（３）落札者が杉戸町から指名停止措置を受けたとき。

（４）落札者が杉戸町の締結する契約から暴力団排除措置に関する要綱第３条に基づく指名除外の措置を受けたとき。

（契約の確定）

第１９条 契約は、町長と落札者が契約書に記名押印したとき、又は電子契約書に電子署名を行ったときに確定する。

（町議会の議決を要する契約）

第２０条 建設工事の請負契約であって、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和３９年杉戸町条例第１７号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、町議会の議決後に本契約を締結する。この場合においては、町議会の議決を得た後に、本契約を締結することを明記した建設工事請負仮契約書を取りかわすものとする。

２ 前項に規定する契約が議会で否決されときは前項の仮契約は、契約の効力を有しないものとし、町長又は町長から委任を受けた者（以下「発注者」という。）は一切の責任を負わないものとする。

(異議の申立)

第21条 入札参加者は、入札後、この心得、契約書(案)、設計図書及び現場等についての不明を理由とし、異議を申し立てることはできない。

(その他)

第22条 入札参加者は、その入札事務を所掌する課長から入札金額見積内訳書の提出を求められた場合、当該見積内訳書を課長の指示に従い提出しなければならない。

2 提出された入札金額見積内訳書は、入札関係書類として保管し、情報を開示することがある。また、談合情報等があった場合、公正取引委員会及び警察へ資料提供する。

3 建設工事の入札参加者は、当該入札に係る契約(第17条第3項及び第4項により契約を締結する場合も含む。)を締結しようとする日の1年7か月前の日の直後の審査基準日に係る経営事項審査(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。)を受けていなければならない。ただし、当該建設工事の請負代金額が建築一式工事にあっては1500万円未満、それ以外の工事にあっては500万円未満のときはこの限りでない。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月30日告示第88号)

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日告示第60号)抄

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、この告示の施行前に措置された案件については、なお、従前の例による。

附 則(令和3年12月24日告示第271号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後の案件から適用し、同日前の案件に

については、なお従前の例による。

附 則（令和５年９月２１日告示第２１４号）

この告示は、令和５年１０月１日から施行する。

附 則（令和６年８月２７日告示第１９１号）

この告示は、公布の日から施行する。